附　則

（施行期日）

1　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この府令による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下この項及び次項において「新開示府令」という。）第二号様式記載上の注意(56)h及び(57)a(c)の規定（これらの規定を新開示府令第二号の四様式（新開示府令第二号の七様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第二号の五様式、第二号の六様式、第三号様式（新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第三号の二様式、第七号様式（新開示府令第七号の四様式及び第九号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）及び第八号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）は、有価証券届出書（金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち同法第五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定によるものをいう。以下この項において同じ。）に記載すべき最近事業年度の財務諸表が平成二十四年三月三十一日以後に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書について適用し、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が同日前に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書については、なお従前の例による。

3　新開示府令第三号様式記載上の注意(36)gの規定（新開示府令第三号の二様式、第四号様式及び第五号の四様式において準じて記載することとされている場合を含む。）は、平成二十四年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書（金融商品取引法第二十四条第一項又は第三項（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。

府令・省令

○内閣府
農林水産省令第一号
経済産業省令

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）を実施するため、消費生活用製品安全法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男

消費生活用製品安全法施行規則の一部を改正する命令

消費生活用製品安全法施行規則（昭和四十九年農林通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を、「、都道府県」の下に「又は市」を加える。

様式中「都道府県知事」の次に「・市長」を加える。

附　則

この命令は、平成二十四年四月一日から施行する。

省令

○総務省令第二十号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

総務大臣　川端　達夫

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「三人」を「二人」に改める。

第十五条の見出しを「（企画官）」に改め、同条第一項中「行政手続・制度調査室及び」を削り、同条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

第十六条（見出しを含む。）中「共同利用センター」を「政府共通システム基盤センター」に改め、同条第四項中「共同利用システム基盤（各行政機関に共通して利用される情報システムの整備及び管理において共同で利用される基盤機能並びに施設及び設備をいう。）」を「政府共通システム基盤（行政機関が情報システムの整備及び管理において共用する基盤機能並びに施設及び設備をいう。）」に改める。

第十七条の見出しを「（企画官及び調査官）」に改め、同条第一項中「調査官二人」を「企画官及び調査官それぞれ一人」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　企画官は、命を受けて、管理官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

第二十四条第二項第九号中「コミュニティ・交流推進室」を「人材力活性化・連携交流室」に改める。

第五十条第一項中「二人」を「一人」に改める。

第七十七条の見出しを「（校長）」に改め、同条第一項中「及び副校長一人」を削り、同条第三項を削る。

第三百八条の見出しを「（消防技術政策室及び政策評価広報官）」に改め、同条第一項中「総務課に、」の下に「消防技術政策室及び」を加え、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　消防技術政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十五条の三の二第一項の規定による火災の原因の調査に関すること。

二　消防に関する制度のうち技術に関するものの企画及び立案並びに研究に関すること。

三　消防に関する試験及び研究に関する事務のうち総合的な政策の企画及び立案並びに研究に関すること。

四　消防大学校における事務のうち消防法第三十五条の三の二第一項の規定による火災の原因の調査並びに災害時における消防の活動その他の消防の科学技術に関する研究、調査及び試験の実施並びにその成果の普及に関すること。

3　消防技術政策室に、室長を置く。

第三百十条の見出し及び同条第一項中「消防技術政策室、」を削り、同条中第二項及び第三項を削り、第四項第四号中「（昭和二十三年法律第百八十六号）」を削り、同項を第二項とし、第五項から第十項までを二項ずつ繰り上げる。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条第一項及び第七十七条の改正規定は、同年七月一日から施行する。